



広島県外で妊婦・乳児一般健康診査等をお受けになる方へ



里帰り出産等により、県外の医療機関や助産所（注1）（以下「県外医療機関等」という。）で広島市の妊婦・乳児一般健康診査（注2）、新生児聴覚検査及び産婦健康診査の補助券等をご利用いただくためには、広島市と県外医療機関等の契約締結が必要です。

[注1] 助産所で妊婦一般健康診査を受診する場合は、助産所用補助券が必要です。

受診前にお住まいの区の保健センター（地域支えあい課）において、定額補助券との交換手続きを行ってください。

[注2] 妊婦歯科健康診査受診票は、広島市外では使用できません。

（一部廿日市市、江田島市、安芸郡内でも使用可能な医療機関がありますのでお問い合わせください。）



1 広島市と受診予定の県外医療機関等の契約状況について、広島市ホームページ又は受診予定の県外医療機関等への問い合わせにより事前にご確認ください。

【参考】広島市ホームページでの契約状況の確認方法（ページ番号「4682」）

総合トップページ > くらし・手続き > 妊娠・出産 > 助成・手当 > 妊婦一般健康診査の助成
（県外契約医療機関一覧(PDF文書)をダウンロードして御確認ください。）

2 契約締結している場合⇒補助券等を利用できます。（手続きは不要です。）

3 契約締結していない場合⇒下の欄へ氏名及び県外医療機関等への受診予定月をご記入の上、県外医療機関等へ提出し、契約の可否についてご確認ください。

3-1 契約可能⇒補助券等を利用できます。

3-2 契約不可⇒広島市ホームページ掲載の「償還払いによる妊婦一般健康診査費等助成のご案内」をご確認ください。

氏名		受診予定月	年	月頃
----	--	-------	---	----

妊婦・乳児健康診査等実施機関 御中

<広島市との契約締結御検討のお願い>

広島市にお住まいの上記の方が、貴院での健診等を希望しています。広島市では、県外医療機関や助産所においても妊婦・乳児健康診査、新生児聴覚検査及び産婦健康診査の補助券等を御利用いただけるよう、委託契約の締結をお願いしています。貴院におかれましても、契約締結の御検討をお願いいたします。

つきましては、契約を締結いただける場合は、次の太枠内へ記入の上、FAXにて御返信をお願いいたします。
記載内容を確認後、契約書類一式を郵送いたします。

※ 既に広島市と契約締結している場合は送信不要です。

※ 受診予定月が次年度の場合には、3月末頃に契約書類一式を郵送いたします。（契約は年度毎です。）



【FAX送信先】：082-504-2727 広島市こども未来局こども青少年支援部

FAX送信日	年 月 日			
施設種類 ○で囲んでください	病院	名称	契約可能 健診種類 ○で囲んでください。	妊婦一般健康診査
	診療所			乳児一般健康診査 (1か月児健康診査)
	助産所			乳児一般健康診査 (1歳未満)
担当部署	(担当者名)			新生児聴覚検査 (AABR)
住所	〒 —			産婦健康診査
電話番号	— —			

【問い合わせ先】：広島市こども未来局こども青少年支援部 電話：082-504-2623